

【参考法令】

○国民健康保険運営協議会

- ・国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 (略)

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 (略)

○運営協議会の委員

- ・国民健康保険法施行令

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ・三重県国民健康保険運営協議会規則

第二条 委員は、国民健康保険の被保険者を代表する者、国民健康保険の保険医又は保険薬剤師を代表する者、学識経験者等の公益を代表する者及び被用者保険等保険者を代表する者のうちから知事が任命するものとする。

2 委員の数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者代表委員 三人
- 二 保険医等代表委員 三人
- 三 公益代表委員 三人
- 四 被用者保険代表委員 二人又は三人

○運営協議会の会議

- ・三重県国民健康保険運営協議会規則

第四条 (略)

2 協議会は、被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員及び被用者保険代表委員のいずれの委員も一名以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる